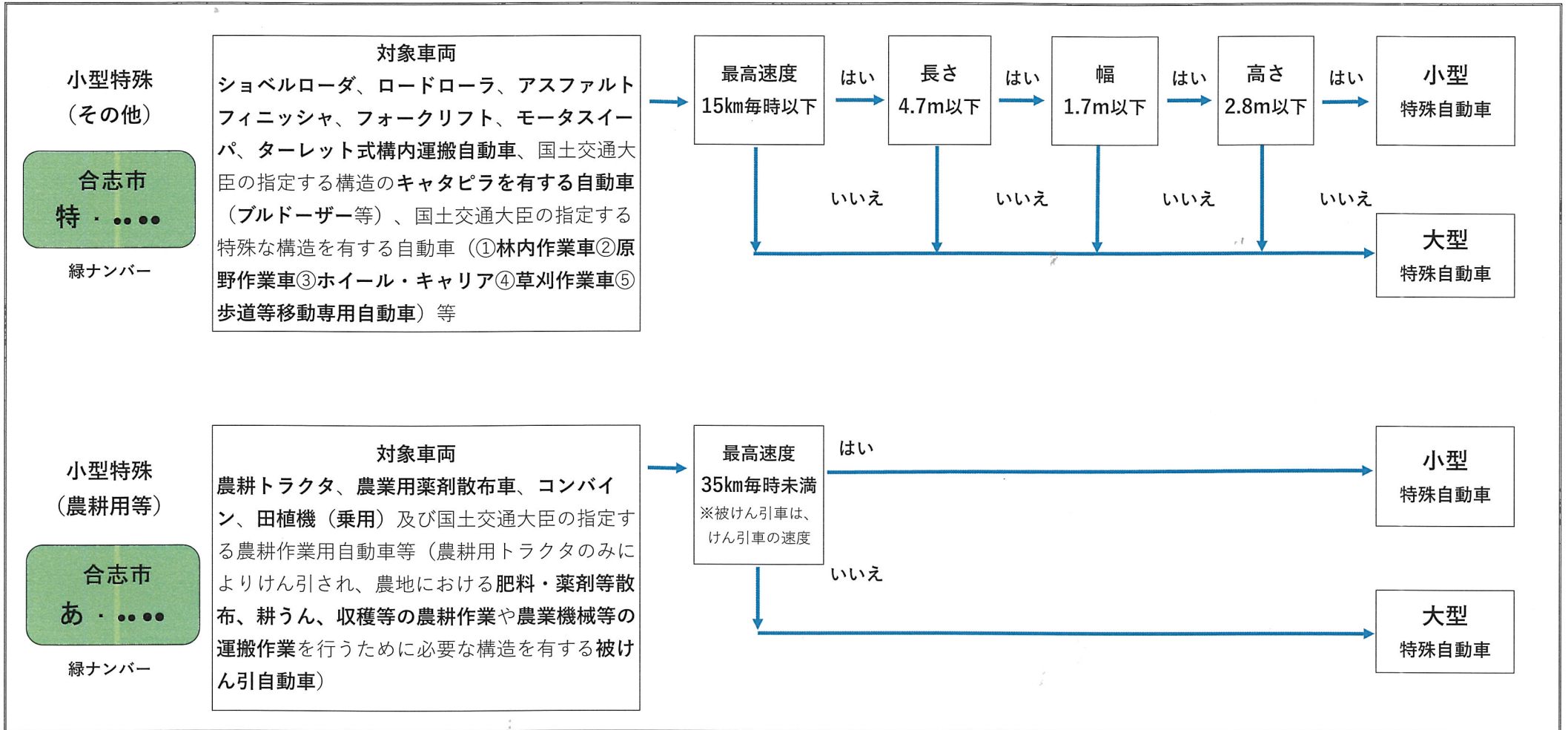


# 車両確認用フローチャート



## 小型特殊自動車

軽自動車税の課税対象になります。  
定置場所の市町村で登録・変更・廃車の手続きが必要です。  
登録の際に、ナンバープレートを交付します。

## 大型特殊自動車

事業用で所有している場合、固定資産税（償却資産）の課税対象となります。  
運転するには、**大型特殊免許**または**大型特殊免許（農耕用）**が必要です。  
ナンバープレートを取得する場合、運輸支局でのお手続きが必要です。

→ 熊本運輸支局 所在地：熊本市東区東町4-14-35 TEL:050-5540-2086